

中国の食品通関について（一）

岡山県上海事務所 小林和暁

（日中経済貿易センター上海事務所）

上海市商務委員会の資料によると、2015年1～4月に上海市が輸入した日本製品は93億1千万米ドルで前年同期比3.8%減となりました。そのような中、日本食品の輸入は2,700万米ドルとなり、前年同期比50.7%増にも達しました。食品の輸入額は全体の0.3%に過ぎませんが、急激な伸びが関係者の注目を集めています。

中国ではかねてから可処分所得の上昇に伴い、人々の間により安心しておいしい商品を求める消費傾向や、自国製食品の安全性への不信が強まりつつありました。そのような中、円安が進み、日本食品の価格が低下し値ごろ感が強まったことから、人気が一気に高まりました。日本食品の需要の増大により、現在非常に多くの企業が日本食品の対中輸出の研究、検討を行っています。

食品の輸出前になすべきこと

1 輸出者及び輸入者登録

① 輸出者（サプライヤ）情報登録

登録先：中国国家質量監督検閲検疫総局

② 輸入者（貨物受取人）登録

登録先：中国国家質量監督検閲検疫総局

※上記登録がなされないと通関をすることができません。

2 輸入食品の各種確認

① 商品名称、配合成分の確認

→日本語と中国語で配合成分の名称が異なることがあるので注意が必要です。可能であれば写真、実物等で確認をしてください。この確認作業を行わず、配合成分が中国の基準に合わないため輸入食品が全量返送になるトラブルがよく見られます。

② 添加剤、栄養強化剤の使用

→日本と中国では食品添加剤の使用範囲と使用量の基準が異なるため、輸入前に検査報告書が必要です。可能であ

れば輸入地の検閲検疫局で再検査することが望ましいです。

③ パッケージの表示内容の確認

→パッケージに表示される栄養に関するPR（高カルシウム、低脂肪、エネルギーなど）は輸入前に内容の確認審査が必要です。表示事項が検査結果と符合するか確認されます。

関連規定：

GB7718-2011《プレパック食品ラベル通則》

GB28050-2011《プレパック食品栄養ラベル通則》

④ 原産地証明、物流ルート

→中国に輸入する食品の原材料産地及び物流ルートは、以下の都県を経由することができません。

東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、福島県、宮城県、新潟県、長野県

※1 福島原発事故の影響によります。

※2 山梨県、山形県の2県については、2011年5月22日から中国の要求を満たす食品、食用農産品と飼料の輸入が解禁されました。

※3 原産地証明には生産地～出荷地～中国の目的地までの輸送方法及び輸送経路と、加工原料の産地から加工場までの輸送経路を明記しなければなりません。

放射線検査合格証明書について

中国国家質量監督検閲検疫総局の《対中輸出日本食品農産品検閲検疫処置の調整に関する通知》（国質検食函〔2011〕411号）で中国に輸入される日本食品と農産品の検査措置が規定され、《放射性物質検測合格証明を提出すべき商品のHSコード》で規定されるHSコードに該当する輸入食品は《対中華人民共和国輸出商品放射性物質検査合格証明書》の提出が必要です。乳製品、水産品、

水生動物、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物がそれにあたり、具体的な規定は以下のアドレスから確認できます。

<http://www.sme.net.cn/jkzl/info1/show.asp?id=3524&lm=%D5%FE%B2%DF%B7%A8%B9%E6>

連絡先、納期

(2015年7月)

輸入食品のラベルの審査及び登録

一般的に、輸入者がラベルの登録を行います。

特殊管理または許可証による管理を行っている食品

乳製品、オリーブオイル、蜂蜜、水産品、動植物を原料とする食品及び食品添加剤、保健食品などは別途輸入許可証の提出が必要です。

※ “中国の食品通関について（二）” で紹介します。

中国における食品輸入の流れ

- ① 輸入者の貨物受取人登録手続き
- ② 中国語食品ラベル届出手続き
- ③ 輸入港での貨物受取手続き
- ④ 商品検査部門の要求に基づく食品通関申告書の提出と通関書類の完成
- ⑤ 通関納税、商品検査、通関許可
- ⑥ 商品検査部門のラベル審査、現場貨物審査
- ⑦ サンプル検査
- ⑧ 衛生証明書の発行
- ⑨ 通関許可
- ⑩ 貨物持出しと販売許可

食品輸出入業者及び代理業者の輸入販売情報の管理について

中国に食品の輸出入を行うすべての輸出入業者及び代理業者は、以下の情報を記録しておく必要があります。

輸入食品の名称、規格、数量、生産年月日、生産番号またはロット番号、賞味期限、輸出業者または商品購入者の名称と